

障害者雇用状況報告書  
(法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別)

令和 年 6月 1日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、 下記のとおり報告します。		令和 年 月 日	公共職業安定所長 殿					
A 事業協同組合等	(ふりがな) ① 法人名称	③ 主たる 事務所の 所在地	〒 — —		④ 事業 の種類	産業 分類	⑤ 事業所 の数	
	(ふりがな) ② 氏名又は 代表者氏名		(TEL — — )					
B 特定事業主	(ふりがな) ⑦ 法人名称	⑨ 主たる 事務所の 所在地	〒 — —		⑩ 事業 の種類	産業 分類	⑪ 事業所 の数	
	(ふりがな) ⑧ 氏名又は 代表者氏名		(TEL — — )					
C 雇用の 状況	区 分	合 計	D 事業所別の内訳					
	⑫ 適用品業所番号	/	—	—	—	—	—	—
	⑬ 事業所の名称							
	⑭ 事業所の所在地							
	⑮ 事業の内容							
	⑯ 除外率		%	%	%	%	%	%
⑰ 常用雇用労働者の数								
(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ハ) 常用雇用労働者の数 [(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
(ニ) 法定雇用労働者の算定の基礎 となる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
⑱ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数								
(a) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 重度身体障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ハ) 重度身体障害者以外の身体障 害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ニ) 身体障害者の数 [(a×2)+(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
(x) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 重度知的障害者以外の 知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) 重度知的障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ハ) 重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ニ) 知的障害者の数 [(x×2)+(イ)+(ロ)×0.5]	人	人	人	人	人	人	人	
(z) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(イ) 精神障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ロ) (イ)のうち 裏面 9-2 に該当する者の数	人	人	人	人	人	人	人	
(ハ) 精神障害者の数 [(z)+(イ)-(ロ)×0.5]+(ロ)	人	人	人	人	人	人	人	
⑲ 計 [(a)+(x)+(z)]	人	人	人	人	人	人	人	
⑳ 実雇用率 (⑲/⑰)×100	%							
㉑ 身体障害者、知的障害者又は 精神障害者の不足数 [(⑰)×法定雇用率]-⑲	人							

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所 処理欄

**様式第6号の4(1) (裏面)**

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例の認定を受けた事業協同組合等の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の3の特例における特定事業主（以下単に「特定事業主」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下単に「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別葉とすること。
- 2 ④欄及び⑩欄には、当該事業協同組合等又は企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ⑤欄及び⑪欄には、当該事業協同組合等又は企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が事業協同組合等である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 5 ⑮欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 6 ⑯欄には、⑮欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 7 ⑰(イ)欄並びに⑱(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 8 ⑰(ニ)欄には、⑰(ハ)欄の数に⑯欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑰(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 9 ⑲欄及び⑳欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 9-2 ㉑(ル)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
  - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
  - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 10 ⑰(ハ)及び(ニ)欄、⑱(リ)、(カ)及び(リ)欄並びに㉑欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 11 ㉒欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 12 ㉓欄には、⑰(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、㉑欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。  
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.3であること。